vinetur

ドイツ、2027年に連邦蒸留酒税を20％引き上げへ

委員会審査を経てスパークリングワインが増税対象から外れ、ビールとワインも対象外となる見通し。

2026年11月21日（土）



ドイツでは、1982年以来初となる連邦蒸留酒税の引き上げが実施に向けて進んでいる。予算関連法案では、2027年1月1日から蒸留酒税を20％引き上げる一方、ビールとワインは対象外とし、委員会での修正を経てスパークリングワインも除外する方針だ。

この案は、ラース・クリングバイル財務相が提出した予算関連法案「Haushaltsbegleitgesetz 2027」の一部だ。計画では、蒸留酒の税率を純アルコール1リットル当たり13.03ユーロから15.64ユーロに引き上げる。イタリアの酒類業界誌The Garnishによると、この変更により、アルコール度数40％のウォッカ700ミリリットル瓶の小売価格は約90ユーロセント上昇する。

この措置は、まだ立法手続きを終えていない。11月12日に連邦議会財務委員会で審議された後、議員らはスパークリングワインを増税対象から外した。この免除は、原産地を問わず国内で販売されるすべてのスパークリングワインに適用されるドイツの「Schaumweinsteuer」を対象とし、プロセッコやシャンパーニュも含まれる。議会での最終採決の日程は決まっていない。

同時に、与党連合はドイツのアルコポップ税の対象を、アルコール度数15％以下の混合飲料に拡大し、蒸留酒をベースにしたRTD商品も含める方針だ。The Garnishによると、委員会は拡大後のアルコポップ税率を45％引き下げたものの、アルコール度数10％の330ミリリットル缶にはなお約1ユーロが上乗せされる。また、税収の1％（上限100万ユーロ）を依存症予防プログラムに充てるよう指示した。

スパークリングワインが除外される前の当初案に付された税収見込みでは、2027年に3億8,000万ユーロ、2031年まで毎年4億5,500万ユーロの増収が想定されていた。修正後の法案が現行の内容で成立すれば、最終的な税収額は変わる可能性がある。

ドイツでの議論に先立ち、ニーナ・ヴァルケン保健相が設置した保健専門家委員会は、より大幅な引き上げを提案していた。同委員会は3月、2027年から2029年にかけて3段階で増税し、蒸留酒税を純アルコール1リットル当たり26.03ユーロに引き上げることを勧告した。現行税率のほぼ2倍に当たる。

蒸留酒業界は強く反発している。ドイツの蒸留酒生産者・輸入業者団体BSIは、同業界はすでに不均衡に大きな税負担を負っていると主張する。同団体によると、ドイツで販売されるアルコール飲料のうち、蒸留酒が占める数量の割合は4.6％だが、消費される純アルコールの18～20％、アルコール税収の約70％を占める。BSIが委託した法的見解書は、新たな負担はビールの税負担の7.9倍になるとし、ドイツ憲法および欧州法に抵触すると論じている。

この提案は、飲料カテゴリー間の価格競争を変える可能性があるため、税制上の問題にとどまらない。蒸留酒の税を引き上げる一方、ビール、ワイン、そして今回スパークリングワインを対象外とすれば、カテゴリー間の税負担の差は広がる。蒸留酒をベースとする蒸留酒メーカー、輸入業者、RTDブランドの利幅を圧迫する一方、増税対象外の商品には相対的な税制上の優位性が生じる可能性がある。

ドイツだけの動きではない。世界保健機関（WHO）は2025年7月以降、「3 by 35」イニシアチブを推進し、たばこ、アルコール、加糖飲料の実質価格を2035年までに少なくとも50％引き上げるため、各国政府に課税を活用するよう呼びかけている。

各国の対応は異なる。オーストリアはすでに、2027年1月1日からアルコール税を30％引き上げ、無水アルコール1リットル当たり15.60ユーロとする法律を成立させた。ビールとワインは対象外となる。オーストリア財務省は、この変更により2027年に3,500万ユーロ、2028年以降は毎年4,500万ユーロの増収を見込んでいる。

英国では、2026年10月予算案によりすべての酒税がインフレ率に連動することになり、2027年2月1日から4.55％引き上げられる。これは、アルコール度数に応じた課税方式を導入した2023年の改革に続くものだ。業界団体によると、英国の蒸留酒税は過去3年間で17％上昇した。歳入関税庁のデータでは、2025/26年度の蒸留酒税収は40億5,900万ポンドで、前年度を9,400万ポンド下回った。財

務省は4月に改革の見直しを開始し、スコッチウイスキー協会は減税を求めている。

ポーランドでは2025年11月、議員らが物品税の大幅引き上げを承認した。法律で定められていた年5％の引き上げに代えて、2026年に15％、2027年に10％引き上げる内容だった。しかしカロル・ナヴロツキ大統領は2025年12月、主に財政上の目的に資するもので、闇経済を拡大させるおそれがあるとして法案に拒否権を行使した。年5％の引き上げは引き続き適用される。

一方、より抑制的な対応を選んだ国もある。日本は10月1日にビール税の見直しを完了し、ビール税を14.4％引き下げるとともに、発泡酒および第3のビールに相当する商品の税率を同じ水準まで引き上げた。缶チューハイには増税が適用される。大手ビールメーカーは、低価格帯ブランドをビールとして販売できるよう、配合の見直しを進めている。

カナダは4月1日から、ビール、蒸留酒、ワインの年間物品税引き上げを2％に抑える措置をさらに2年間延長した。連邦法では、本来インフレ率に応じて税率が上がる。また、国内生産ビールの最初の15,000ヘクトリットルに対する軽減税率も維持した。オーストラリアは、2025年8月1日から2027年8月まで生ビールの物品税の物価連動を凍結し、7月1日からは蒸留酒製造業者を含む小規模生産者向けの物品税還付上限を引き上げた。一方、蒸留酒の物品税は引き続き年2回、インフレ率に応じて調整される。

ドイツの提案は、イタリアの飲料業界にとって商業面で直接的な影響がある。イタリアのエチルアルコール物品税は2015年1月1日以降、無水アルコール1リットル当たり10.36ユーロで据え置かれている。一方、イタリア貿易振興機構によると、ドイツは2025年、イタリア産リキュールと蒸留酒の最大の輸出市場で、輸出額は3億6,300万ユーロ、全体の18.95％を占めた。12.5％を占めた米国を上回った。

ドイツの法案が現行の内容で成立すれば、同国で販売されるイタリア産アマーロ、リキュール、グラッパには20％の増税が適用される。ベルモットと酒精強化ワインには中間製品税が引き続き適用され、政府案ではこの税も20％引き上げられる。一方、蒸留酒ベースの缶入りカクテルやその他のRTD混合飲料は、対象が拡大されたアルコポップ税の適用を受ける。